

青森県報

第三千四百六十九号

平成二十三年
十一月二十五日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) ……三

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水 産 振 興 課) ……四

公 告

建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) ……四

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二号様式のもの一及びその二を次のように改める。

その1 (個人の事業税)

(表)

個人事業税 納税通知書

次のとおり納めてください。

東青地域民局長 印

年度		徴収番号	税 率	税 額 (円)
課税標準額(円)				
期 別	納 期 限			納 付 額 (円)
1 期	年 月 日			
2 期	年 月 日			
全 期	納 期 限			年 月 日

様

11.6cm

11.4cm

(裏)

- 1 賦課の根拠
本税は、地方税法第73条の2及び青森県条例第77条の規定によつて賦課されたものです。
- 2 納付の場所
青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関、青森県収納代理金融機関又は県税徴収金の収納の事務の委託を受けた者
- 3 延滞金
納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)を乗じて計算し、当該期間の属する日30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。
- 4 賦課について不服がある場合
この賦課について不服がある場合には、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対する審査請求をすることが出来ます。
この賦課の取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)
なお、この取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければならず、この取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を受けた日から3ヶ月を経過するまでに行うことが出来ます。
この取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を受けた日から3ヶ月を経過するまでに行うことが出来ます。
この取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を受けた日から3ヶ月を経過するまでに行うことが出来ます。
この取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を受けた日から3ヶ月を経過するまでに行うことが出来ます。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県条例第2号様式のもの及びその二の規定により調製した納税通知書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

告 示

青森県告示第八百八十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問介護	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	名称	所在地	指定年月日
		和会	医療法人光						

青森県告示第八百八十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所		訪問介護	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	名称	所在地	指定年月日
		和会	医療法人光						

青森県告示第八百八十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 称 三 厩 東津軽郡外ヶ浜町字三厩六條間四九番地一五 佐々木 信 昭 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町七九番地一 丸 本 末 義 東津軽郡外ヶ浜町字三厩元宇鉄一六番地 牧 野 勇 次	期 間 平成二十三年十一月二十五日から同年十二月九日まで 場 所 三厩村漁業協同組合

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社みちのくサインシステム

二 代表者の氏名 土谷 賢二

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川二二二の二一六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇〇四〇六号

五 取消年月日 平成二十三年十月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------